

報告第10号

専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月5日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

記

1 専決処分事項

和解及び損害賠償の額の決定について

2 専決処分した理由

法律上町の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されているので下記のとおり専決処分する。

令和5年7月11日

南風原町長 赤 嶺 正 之

- 1 専決処分事項 和解及び損害賠償の額の決定について
- 2 相手方 那覇市旭町9番地
那覇税務署長
- 3 概要 令和4年9月21日から令和5年6月22日に行われた那覇税務署による源泉所得税及び復興特別所得税調査の結果、教育部学校教育課の令和元年度中学校空調設備設置事業、同部教育総務課の令和3年度小・中学校施設環境整備事業及び北丘小学校体育館等整備事業の各設計委託業務における源泉所得税等の源泉徴収支払い漏れが指摘され、「未納源泉所得税等に係る附帯税として不納付加算税及び延滞税」が発生した。
- 4 損害賠償額 300,900円（内訳：不納付加算税242,000円、延滞税58,900円）